

質問及び回答

令和2年3月5日時点

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 1 | 参画機関からその他の参画機関への再委託は可能か。 | 参画機関からさらにその他の参画機関に対して業務を委託することは想定していません。 |
| 2 | 応募の際に応募書類に記載していない機関を、採択後に参画機関として追加することは可能か。可能な場合はどのような手続きが必要となるか。 | 課題審査の際は、補助事業の実施体制の妥当性を確認するため、参画機関における役割分担や連携体制等について審査を行っています。（審査要項「Ⅲ.審査の観点及び審査項目」の「3.計画実施体制の妥当性」）。このため、補助事業の実施体制に変更等が生じた際は、必要に応じて、その妥当性について確認をさせていただく場合があります。（確認の結果、計画の変更が認められない場合があります。） なお、必要な手続きとしては、北極域研究加速プロジェクト【環境技術等研究開発推進事業費補助金】取扱要領の様式7にあります参画機関変更届を提出していただくことになります。 |
| 3 | 公募要領P5[(3)経費]2つ目の○で「経費の取り扱いについては、別に通知する交付要綱、取扱要領等に従って適切に管理執行していただくこととなります」とあるが、これはいつどのように入手が可能なのか。 | 文部科学省のwebサイト (https://www.mext.go.jp/a_menu/kaihatu/kaiyou/jigyou/mext_00393.html)にて公表をしましたので、こちらをご覧ください。 |
| 4 | 公募要領P10[4.審査]5つ目の○で、「ヒアリング審査の際には、申請書及び補足資料を使用するほか」と記載があるが、この補足資料とはプレゼンテーション資料とは異なる別の資料を想定しているのか。 | ヒアリング審査にあたり申請書の内容を補足するような資料があれば、別途ご準備をいただいで構いません。 |
| 5 | 公募要領P11[8.「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等について」]2つ目の○で、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を利用してチェックリストが提出されていることが必要です」と記載があるが、副代表機関も提出する必要があるのか。 | 分担機関として配分を受けている場合も提出が必要です。 |
| 6 | 公募要領P12[9.「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備等について]2つ目の○で、「参画する全ての研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」を提出することが必要です」と記載があるが、研究協力者や、研究機関ではない民間企業等も含まれるのか。 | 予算の配分を受け、研究活動を行う「機関」が提出の対象となりますので、代表機関、副代表機関及び参画機関に所属しない研究協力者からの提出は不要です。（外部機関に所属する者に研究等の協力を行う場合は、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、適切な対応を行っていただくようお願いいたします。）また、研究費の配分を受ける場合、民間企業も提出の対象です。 |
| 7 | 公募要領P15[10.その他]1つ目の○で、「コンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したとする文書を提出することが必要」と記載があるが、「過去何か月以内に受講した」等の期間要件があるのか、また、提出する文書はどのような文書になるのか。 | 特に期間等の要件は定めていませんが、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の内容にも留意し、適切に実施してください。また、提出文書は、研究代表者が参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したことを記載してください。 |
| 8 | 申請書の様式2[6.事業年次計画(線表)]で「各メニュー」と記載があるが、これは「各事業内容」のことを指すのか。 | 「各メニュー」は「各事業内容」を指しています。 |
| 9 | 申請書の様式4「機関別事業計画」の参画機関について、同一の大学の複数部局にそれぞれ業務を委託するような場合において、作成の単位はどのようにするか。 | 参画機関との契約の単位で作成下さい。なお、契約の単位については、申請者において委託業務内容に応じて適切に設定してください。 |

| 番号 | 質問 | 回答 |
|----|---|--|
| 10 | 審査要項P3[III. 審査の観点及び審査項目→5.その他]で「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等を有しているか」と記載があるが、これは代表機関が有しているもののみ評価対象なのか。副代表機関や参画機関が有している場合にも評価対象となるのか。また、認定を受けていることを証明するために認定証等の提出が必要となるのか。 | 代表機関が対象となります。認定を受けている場合、それを証明する認定証等を御提出ください。 |